

特定商取引に関する法律第 8 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定に基づく業務等の一部停止命令並びに第 7 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定に基づく指示並びに旧法第 8 条の 2 第 1 項及び旧法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づく業務禁止命令

1 事業者の概要

事業者名：株式会社 Pioneer（パイオニア）（旧社名：株式会社 GL（ジーエル））

※令和 4 年 12 月 19 日付けで商号変更

（法人番号：010001204427）（以下「当該事業者」という。）

代表者名：代表取締役 奥寺 大（おくでら ひろ）

本店所在地：東京都文京区湯島二丁目 4 番 3 号ソフィア御茶ノ水 605 号室

実際の活動場所：東京都新宿区四谷一丁目 9 番地三宅ビル 3 階

設立：令和元年 10 月 1 日

資本金：100 万円

業務内容：株式会社 President と連携共同し、情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約の勧誘・契約締結・役務提供（訪問販売・連鎖販売取引）

売上高：約 1 億 3,050 万円（令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月）（事業者報告による。）

2 当該事業者に関する都内の相談の概要（令和 5 年 3 月 2 日現在）

契約当事者 平均年齢	契約額	相談件数				
		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合計
約 21.5 歳 (20～40 歳)	42.9 万円	5 件	22 件	44 件	33 件	104 件

3 業務等の一部停止命令（法人）の内容

(1) 訪問販売

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 12 月 6 日までの間（9 か月間）、特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 連鎖販売取引

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 12 月 6 日までの間（9 か月間）、特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

4 業務等の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為（訪問販売・連鎖販売取引）

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律（旧法※1）の条項
<p>「お金の勉強に興味があったら、すごい人に話を聞きに行かない？」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、相手方に対し、当該事業者の名称、情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約（以下「本件契約」という。）の締結について勧誘をする目的である旨並びに本件契約に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。</p>	<p>第3条、第33条の2 勧誘目的等不明示</p>
<p>連鎖販売取引についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を相手方に交付していなかった。 また、提供する役務の種類及び内容、現に活動している住所並びに特定負担の一部であるところの役務の提供に伴い相手方が負担する会場費を記載していなかった。</p>	<p>第37条第1項 概要書面不交付・概要書面記載不備</p>
<p>本件契約を締結する際に相手方に交付する契約書面に、提供する役務の種類及び内容、現に活動している住所並びに対価の一部であるところの役務の提供に伴い相手方が負担する会場費を記載していなかった。</p>	<p>第5条第1項、第37条第2項 契約書面記載不備</p>
<p>本件契約の締結について勧誘をするに際し、実際には情報商材入りタブレットの販売及びビジネススクールの役務提供であるにもかかわらず、「スクールに入会するために42万9千円の入会金が必要」などと、あたかもビジネススクールの役務提供だけであるかのように、本件契約に係る商品の種類並びに役務の種類及び内容について、不実のことを告げていた。</p>	<p>第6条第1項、第34条第1項 不実告知（商品の種類並びに役務の種類及び内容）</p>
<p>本件契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電話又は電磁的方法で喫茶店等に来訪を要請する方法により誘引した者に対し、喫茶店等で勧誘を始め、その後公衆の出入りする場所以外の場所である当該事業者の事務所において勧誘を行っていた。</p>	<p>第6条第4項、第34条第4項 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘</p>
<p>本件契約の締結について、相手方が「一旦話を持ち帰りたい。」と申し出ているにもかかわらず2時間以上勧誘を継続する、「親に相談したい。」と申し出た相手方に対して、「親には相談しないで自分で決めるべきだ。」などと強い口調で否定する、「お金がないので支払えない。」と断った相手方に「消費者金融で借りればいい。」と告げるなど、相手方に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令※2)第7条第1号、第38条第1項第3号 迷惑勧誘</p>

<p>本件契約の締結について勧誘をするに際し、相手方が定期的な収入が少ないことや資産に乏しい学生であることを認識しているにもかかわらず、「借金すればいいよ。みんな借金しているよ。」、「月に1万円くらい返済していけばいい。月1万円だったら返せるでしょう。」と告げるなど、貸金業者から借入れをさせた上で本件契約を締結させようとしており、相手方の財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令第7条第3号、第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令第31条第6号 適合性原則違反</p>
<p>本件契約に基づく債務を履行させるため、相手方が本件契約の代金相当額を貸金業者から借り入れるに際し、職業は学生ではなく社会人にすること、借入目的は生活費にすること、収入は実際の年収を上回る金額とすること等、事実と異なる職業、目的、年収で申込みをするよう指示するなどして、相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令第7条第6号イ、第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令第31条第8号イ 相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為</p>

* 具体的な相談事例は、[参考資料1](#)を御参照ください。

※1…旧法：消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

※2…旧省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

5 指示（法人）の内容（訪問販売・連鎖販売取引（共通））

- (1) 当該事業者は、業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該事業者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

6 業務禁止命令（個人）の内容（訪問販売・連鎖販売取引）

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
奥寺 大	<p>令和5年3月7日（命令の日の翌日）から令和5年12月6日までの間（9か月間）、当該事業者に対して訪問販売及び連鎖販売取引において業務等停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。</p>	<p>当該事業者の代表取締役であり、当該事業者の訪問販売及び連鎖販売取引における業務全般を統括管理し、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。</p>

特定商取引に関する法律第 39 条第 2 項の規定に基づく取引等停止命令及び第 38 条第 2 項の規定に基づく指示並びに第 39 条第 2 項の規定に基づく業務禁止命令

1 勧誘者の概要

勧誘者名：円山 泰誠（まるやま たいせい）（以下「当該勧誘者」という。）

業務内容：株式会社 Pioneer（以下「同社」という。）の勧誘者として、情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約に関する勧誘業務（連鎖販売取引）

2 取引等停止命令の内容

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 6 月 6 日までの間（3 か月間）、特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

- (1) 同社が行う連鎖販売取引について勧誘を行うこと。
- (2) 同社が行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 同社が行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 取引等停止命令の対象となる不適正な取引行為

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律（旧法※1）の条項
連鎖販売取引について勧誘をしようとするとき、その勧誘に先立って、相手方に対し、統括者である同社の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨並びに当該勧誘に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。	第33条の2 勧誘目的等不明示
連鎖販売取引についての契約の締結について、相手方が「一旦話を持ち帰りたい。」と申し出ているにもかかわらず2時間以上勧誘を続ける、「親に相談したい。」と申し出た相手方に対して、「親には相談しないで自分で決めるべきだ。」などと強い口調で否定するなど、相手方に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。	第38条第1項第3号 迷惑勧誘
連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、相手方が定期的な収入が少ないことや資産に乏しい学生であることを認識しているにもかかわらず、「借金すればいいよ。みんな借金しているよ。」と告げるなど、貸金業者から借入れをさせた上で情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約を締結させようとしており、相手方の財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。	第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令※2第31条第6号 適合性原則違反

* 具体的な相談事例は、[参考資料 1](#) を御参照ください。

※1…旧法：消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 72 号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）

※2…旧省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 4 年内閣府・経済産業省令第 1 号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）

4 指示の内容

当該勧誘者は、取引等停止命令を受ける原因となった違反行為について改善し、その改善内容を本件取引等停止命令に係る取引等を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

5 業務禁止命令の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
円山 泰誠	令和5年3月7日（命令の日の翌日）から令和5年6月6日までの間（3か月間）、連鎖販売業を営む法人で、勧誘、契約の申込受付、契約締結を担当する役員となることを禁止する。	同社が連鎖販売取引について勧誘を行わせている者であり、勧誘目的等不明示、迷惑勧誘、適合性原則違反を行っていた。

株式会社 Pioneer 及び円山泰誠に関する具体的な相談事例

(事例 1)

令和 4 年 3 月、甲はマッチングアプリで知り合った A (勧誘者) から「〇日に会えない？」とメッセージが届き、承諾した。甲は、約束の日に A と喫茶店で会い、A から「今、ビジネススクールに通ってるんだ。」「スクールに通って人生が変わった。」「人生の目標となる人を見つけた。」と言われた。甲は A から、お世話になっている人の話を聞かないかと誘われたが、「日程は厳しい。」と断った。しかし、A がしつこく予定を聞いてきたため、甲は「本当に話を聞いただけなら。」と承諾した。この時、甲はビジネススクールの事業者名は聞かされなかった。

約 10 日後の午前 9 時頃、甲は A に連れられて喫茶店に行くと、少しして B (勧誘者) と C (勧誘者) が現れた。C はメモを書きながら、資産形成の大切さやバイナリーオプションについて説明をし、「うちのビジネススクールで学ぶことができる。」「ちゃんと勉強すれば、バイナリーオプションで稼げるようになる。」「バイナリーオプションで、1 万円を何百万円に増やした人もいる。」と話した。また、C は、1 人紹介すると 10 万円の紹介料がもらえると説明した。C は、ここで初めて、ビジネススクールの事業者名は「株式会社 GL (旧社名)」で、ビジネススクールの名称は「SOB (旧スクール名)」だと言った。C は「うちの会員になるためには、42 万 9 千円が必要。」「この金額は、ビジネススクールだと安い。」「一度払ってしまえば、ずっと会員でいられる。」「追加料金は一切ない。」と説明した。甲は「40 万円も持ってないです。」と断ったが、C は「ローンを組むことになるよ。」と言った。甲は、よく考えてから決めたいと思い、「一旦話を持ち帰りたい。」と言ったが、B から、「話を持ち帰ったら、どうせ入らないよ。」と言り返された。B は続けて、「月に 1 万円くらい返済していけばいい。月 1 万円だったら返せるでしょう。」「借りた額はビジネススクールで稼げる。」と話した。甲が「他のビジネススクールと比べてから決めたい。」「家族に相談したい。」と言うと、A から「どうやって比べるの?」「ネットの情報は全てじゃないよ。」「家族はそういうことに詳しくないから、どうせ否定してくるよ。」と全て切り返された。C は「ここで入らなかつたら、それは『逃げ』だ。」と言った。

甲は、A、B、C の 3 人から、絶対に逃がさない、YES と言うまで帰さない、という圧を感じた。甲は、約 2 時間も勧誘を受け続け、精神的に疲弊してしまい、仕方なく契約することにした。甲は B から「とりあえず 3 つの消費者金融に審査申込みだけ出してみよう。」と言われ、消費者金融のアプリをダウンロードした後、A と B に連れられて事務所に行った。

事務所に着くと、A と B が甲の両隣に座り、スマートフォンで消費者金融の申込みをするよう指示した。甲は B から、借入金額を「50 万円」、収入を「年収 150 万円」、借入目的を「生活費」とするよう言われ、職業を「学生は選ばないように。」と言われた。甲は虚偽の入力をするのに対し不安を感じたが、B の慣れた口調に乗せられて、指示に従ってしまった。消費者金融からお金が借りられることになると、甲は A に連れられて近くのコンビニエンスストアの ATM に行き、指定された口座にお金を振り込んだ。

事務所に戻ると、甲は B から概要書面と契約書面を渡されて契約の説明を受けた。B は概要書面の内容をかいつまんで説明し、「あとは自分で読んでおいてね。」と言って中途解約に関する説明はしなかった。甲は契約書に署名し、タブレットを受け取ったものの、タブレットは貸与された物だと認識していた。契約が終わり、甲が事務所を出たのは午後 8 時頃であり、A と会ってから約 11 時間も経過していた。

甲がセミナーに出席すると、2 回目から 1 回 500 円かかるという説明があった。甲は、契約時に追加費用は一切ないと説明されており、500 円の費用が発生するという話は初めて聞いたため話が違うと感じた。

甲は、A と会員 D から誰かを誘うように言われ、2 人に囲まれて友人に電話を掛けた。甲は、これまでミーティングで、「自分も最初は怪しいと思ったけど、入ってみたら安全だった。」と言うように

指示されていたので、友人にはそのとおりに話した。友人が「その会社名教えて。」と言うと、Dは横から、「それを知りたいならぜひ聞きに来て。」と言うようにメモを差し出し、会社名を教えないよう指示した。甲はBから、以前のミーティングで「最初に誘う時は、紹介料とかお金の話はしない方がいい。」と言われていたことを思い出し、話を聞きに来ないかというようなことしか言わなかった。友人は「考えておくよ。」と言い、切電した。しばらくして、その友人から「会社名を教えないなんておかしい。」と連絡が来た。甲はその言葉で目が覚め、ビジネススクールをやめたいと思うようになった。

甲は消費生活センターに相談し、事業者に中途解約を申し出た。

（事例2）

令和3年12月、友人E（勧誘者）から乙に突然電話があり、「来週空いている日ある？お金の勉強に興味があったら、すごい人の話を聞きに行かない？」と誘われ、乙は翌週会う約束をした。乙はこの時、ビジネススクールの名称や運営会社のことは一切聞かされなかった。

乙は、約束の日の午後3時30分頃、Eと喫茶店で落ち合った。乙がEと喫茶店にいと、ビジネススクールの役員だというG（勧誘者）がやって来て、EはGを「すごい人だ。」と紹介した。

Gは、乙に対して現在の世の中の仕組みを話したり、乙の将来の夢を聞いたりした後、「夢を叶えるために、こんなスクールがあるよ。」と言い、「SOB（旧スクール名）」というビジネススクールの紹介を始めた。Gは、このビジネススクールでは、資産形成のうちバイナリーオプションを主に教えていると言った。Gが「2040年には仕事がどんどんなくなる。今のうちに勉強しておかないと。今、勉強を始めよう。」と、将来に対して不安をあおるようなことを言ったため、乙も徐々に「そうした方がいいのかな。」と思うようになった。するとGは「スクールに入会するために42万9千円の入会金が必要」と説明した。乙は学生であり、アルバイトの収入ではとても支払えないと思い、「お金がないので支払えない。」と断った。しかしGは「借金すればいいよ。みんな借金しているよ。」と言い、具体的な消費者金融の名を複数挙げ、借入れを勧めた。乙は、借金をしたくなかったので、「親に相談して、親からお金を借りてもいいですか。」と聞くと、Gは突然不機嫌になり、「親には相談しないで自分で決めるべきだ。」と強く言った。乙は、Gの高圧的な言い方や態度に恐怖を感じ、それ以上は何も言えなかった。Gは「紹介料として10万円もらえるので、人を誘って稼ぐこともできる。」と言った。乙が決めきれないでいると、Gに「とりあえずビジネススクールを見に行こう。」と言われ、乙は言われるがまま事務所に向かうことになった。

乙がEに連れられて事務所に行くと、Eの先輩のF（勧誘者）が現れ、乙に「スマートフォンから消費者金融の申込みができるよ。」と消費者金融の借入れの申請をするよう指示した。乙はまだ契約するか決めていなかったため戸惑ったが、どんどん話を進めるFに流されて、指示に従ってしまった。乙は、自身の貯金と、消費者金融から借り入れるお金で42万9千円を用意することにした。乙は、貯金が全て無くなってしまふことに不安を覚えた。乙が、申請をするために正直に入力していると、Fがスマートフォンの画面を覗き込み、「これでは申請が通らないよ。年収は借金額の3倍を書かないとだめ。年収90万円と書いて。」と言った。乙は、この時まで2時間以上も勧誘を受けて非常に疲れており、断る気にもなれず、指示に従った。

借入れを申し込んだ消費者金融から乙のもとに電話がかかってきた。乙は電話で、「誰かに指示をされていますか。」と聞かれたが、Fが筆談で、「誰もいないって言って。」と再三指示をしたのでそれに従った。

消費者金融の審査が下りると、乙は、EとFに連れられて、事務所近くのコンビニエンスストアに向かい、ATMで消費者金融から借り入れたお金を下ろし、そのまま銀行のATMに行き、自身の貯金と合わせて指定された口座に振り込んだ。EとFは、振込が完了するまでずっと乙の両脇にいた。

乙が入金を終えて事務所に戻ると、Gからビジネススクールの役員だというH（勧誘者）を紹介された。Hは、乙に概要書面を見せ、内容を説明した。乙はHから言われるままに契約書に署名し、Hから「これから使っていくタブレットだよ。」とタブレット端末を渡された。契約が終わり、乙が事務所を出たのは深夜の午後11時30分で、Eに会ってから約8時間も経過していた。乙は長時間の拘束で疲れ果ててしまった。

乙は帰宅後、よく考えると、親に相談させてもらえなかったことなどを不審に思った。そこで、乙は消費者センターに相談した。

（事例3）

令和3年9月、丙は、マッチングアプリで知り合ったI（勧誘者）と初めて会って食事をした際、「今、お金の勉強をしている。」と言われた。丙が「楽しそうだね。」と言うと、Iから「知り合いを紹介してあげるから話を聞いてみよう。」と言われたので、丙はこれを承諾した。

1週間後の午前9時頃、丙は、Iとその知り合いのJ（勧誘者）の待つ喫茶店に行った。丙は壁側の席に案内され、隣にIが座った。丙がJから資産形成の話をしていると、K（勧誘者）が現れた。Kは、お金の勉強ができるビジネススクールを紹介し、そこに通って稼いだ人の話をして、入会すればバイナリーオプションを学ぶことができること、入会金として42万9千円が必要だということ、人を紹介すると10万円の紹介料が得られることなどを説明した。この時、I、J、Kから、事業者名や代表者名は聞かされなかった。丙は、アルバイトはしていたが、1か月に3万円から5万円の収入だったため、「お金がないので支払えない。」と断った。するとKは「消費者金融で借りればいい。」「自分も最初は借りた。」「やるなら即日がいい。」と言った。丙は、断って帰りたかったが、Iと壁に挟まれて通路に出ることができなかった。Kから「今日契約しよう。」「詳しい話は事務所でしてもらえる。」と強く言われて断り切れず、仕方なく事務所に行くことを承諾した。

丙がIに連れられて事務所に行くと、幹部らしきL（勧誘者）を紹介された。Lはビジネススクールの説明をして、「ここに来て、言うとおりにやれば稼げる。」「続けていれば、入会金の42万円もすぐに回収できる。」と言った。丙は不審に思い、インターネットでビジネススクール名を検索し、初めて、運営会社が「株式会社GL（旧社名）」であると知った。

丙はIと事務所にいた会員Mから「消費者金融でお金を借りよう。」と言われ、断り切れずスマートフォンで申込みフォームに入力していった。すると、IとMが画面を覗き込み、入力内容を確認して「学生と書いたら貸してくれないから社会人に直して。」「収入月5万円では貸してもらえないから10万円に盛って入力して。」と指示をした。丙は、金融機関を騙すことになると思い、不安を感じたが、入力の都度IとMが確認し、訂正するよう言ったため、やむなく従うしかなかった。

その後、丙はIに連れられて、代表の住んでいるタワーマンションに向かい、ラウンジで代表と会った。代表は、「今決断しないと情けない。」「ごねるのは男らしくない。」と丙を強く説得した。さらに、Iからも説得されたため、丙は断り切れず、事務所に戻って契約することになった。事務所に移動する間に、消費者金融から審査終了の連絡がきたので、丙はIと近くのコンビニエンスストアのATMに行き、契約代金を下ろした。

丙が事務所に戻ると、別の会員Nから契約について話があり、タブレットに入っている情報商材で学習するという説明がなされた。その後、概要書面と契約書面を読むよう指示され、丙が読み終わると、契約書に署名するよう言われた。丙が事務所を出たのは午後5時過ぎで、IとJと会ってから約8時間も経過していた。

その後、丙はこの契約を不審に思ったので、消費生活センターに相談した。

特定商取引に関する法律第 8 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定に基づく業務等の一部停止命令並びに第 7 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定に基づく指示並びに旧法及び法第 8 条の 2 第 1 項及び旧法及び法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づく業務禁止命令

1 事業者の概要

事業者名：株式会社 Monolith（モノリス）

（法人番号：010001204428）（以下「当該事業者」という。）

代表者名：代表取締役 大森 航斗（おおもり かずと）

本店所在地：東京都文京区湯島二丁目 4 番 3 号ソフィア御茶ノ水 605 号室

実際の活動場所：東京都新宿区四谷一丁目 9 番地三宅ビル 3 階

設立：令和元年 10 月 1 日

資本金：100 万円

業務内容：株式会社 President と連携共同し、情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約の勧誘・契約締結・役務提供（訪問販売・連鎖販売取引）

売上高：約 5,730 万円（令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月）（事業者報告による。）

2 当該事業者に関する都内の相談の概要（令和 5 年 3 月 2 日現在）

契約当事者 平均年齢	契約額	相談件数				
		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	合計
約 21.4 歳 (20～23 歳)	42.9 万円	3 件	6 件	18 件	6 件	33 件

3 業務等の一部停止命令（法人）の内容

(1) 訪問販売

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 12 月 6 日までの間（9 か月間）、特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 連鎖販売取引

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 12 月 6 日までの間（9 か月間）、特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

4 業務等の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為（訪問販売・連鎖販売取引）

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項（旧法※1）・法※2）
<p>「今、自分が勉強している所があって、そこがお金を稼げる場所だから、一緒にやらないか。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、相手方に対し、当該事業者の名称、情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約（以下「本件契約」という。）の締結について勧誘をする目的である旨並びに本件契約に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。</p>	<p>第3条、第33条の2 勧誘目的等不明示</p>
<p>連鎖販売取引についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を相手方に交付していなかった。 また、提供する役務の種類及び内容、現に活動している住所並びに特定負担の一部であるところの役務の提供に伴い相手方が負担する会場費を記載していなかった。</p>	<p>第37条第1項 概要書面不交付・概要書面記載不備</p>
<p>本件契約を締結する際に相手方に交付する契約書面に、提供する役務の種類及び内容、現に活動している住所並びに対価の一部であるところの役務の提供に伴い相手方が負担する会場費を記載していなかった。</p>	<p>第5条第1項、第37条第2項 契約書面記載不備</p>
<p>本件契約の締結について勧誘をするに際し、実際には情報商材入りタブレットの販売及びビジネススクールの役務提供であるにもかかわらず、「ビジネススクールに入るには、入会金が42万9千円かかる。」などと、あたかもビジネススクールの役務提供だけであるかのように、本件契約に係る商品の種類並びに役務の種類及び内容について、不実のことを告げていた。</p>	<p>第6条第1項、第34条第1項 不実告知（商品の種類並びに役務の種類及び内容）</p>
<p>本件契約の締結について、「貯金もなくてお金がない。」と申し出て契約を断った相手方に対して、「お金を借りればいいよ。」などと告げて2時間以上勧誘を継続する、「家に帰って考えたい。」と申し出た相手方に対して、「とりあえず1回借りればいいよ。」と貸金業者での借入れを強引に勧めるなど、相手方に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく 旧省令※3）・省令※4）第7条第1号、第38条第1項第3号 迷惑勧誘</p>
<p>本件契約の締結について勧誘をするに際し、相手方が定期的な収入が少ないことや資産に乏しい学生等であることを認識しているにもかかわらず、「お金がないなら借りれば大丈夫。」と告げるなど、貸金業者から借入れをさせた上で本件契約を締結させようとしており、相手方の財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく 旧省令・省令第7条第3号、第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令・省令第31条第6号 適合性原則違反</p>

<p>本件契約に基づく債務を履行させるため、相手方が本件契約の代金相当額を貸金業者から借り入れるに際し、職業は学生ではなくフリーターにすること、借入目的は生活費にすること、収入は実際の年収を上回る金額とすること等、事実と異なる職業、目的、年収で申込みをするよう指示するなどして、相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令・省令第7条第6号イ、第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令・省令第31条第8号イ 相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為</p>
---	--

* 具体的な相談事例は、[参考資料2](#)を御参照ください。

※1…旧法：消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

※2…法：特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

※3…旧省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

※4…省令：特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

5 指示（法人）の内容（訪問販売・連鎖販売取引（共通））

- (1) 当該事業者は、業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該事業者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

6 業務禁止命令（個人）の内容（訪問販売・連鎖販売取引）

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
大森 航斗	令和5年3月7日（命令の日の翌日）から令和5年12月6日までの間（9か月間）、当該事業者に対して訪問販売及び連鎖販売取引において業務等停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	当該事業者の代表取締役であり、当該事業者の訪問販売及び連鎖販売取引における業務全般を統括管理し、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

株式会社Monolithに関する具体的な相談事例

(事例1)

令和4年5月、丁は、マッチングアプリで知り合ったA（勧誘者）から、「ビジネススクールに通っている。」「お金持ちになれる。」と言われた。丁はAから「1回会って話さないか。」と言われ、会うことになったが、Aと飲食するだけだと思っており、ビジネススクールの話になるとは思っていなかった。

後日、丁はAと会い、Aから「ビジネススクールに通えばやりたいことができるよ。」「いいお家に住めるよ。」とビジネススクールへの入会を勧められた。丁は「興味ないし、その話はいいよ。」と断った。それでもAが引き下がらなかったため、丁は「どうやって稼ぐの。」と聞いた。Aは「ビジネススクールに通えば稼げる。」と答えたが、具体的な話はなかった。丁はAから「1回ビジネススクールの話聞いてみよう。」としつこく言われ、承諾するまで帰してくれないと思い、仕方なく次に会う約束をした。この日、ビジネススクールの事業者名は聞かされなかった。

約束の日の午前9時30分頃、丁はAと喫茶店で待ち合わせをした。20分ほど経ってから、B（勧誘者）が現れた。Bは足を組み、とても偉そうにしており、丁は怖い印象を受けた。Bはバイナリーオプションについて説明し、ビジネススクールに入るための入会金として、42万9千円が必要との説明をした。Bはさらに「この金額を支払えば、月謝もなく、追加費用は一切かからずスクールに通えて、永久フォローがついている。」と言った。丁は、貯金から支払うと生活ができず困るため、「お金がないので、私はできません。」と伝えた。するとAとBは「お金がないなら借りればいいよ。」「入ったら絶対に稼げるようになる。」「セミナーを聞けば稼げるようになる。」と言ったが、具体的な稼ぎ方の説明はなかった。また、AとBは「友達と一緒に稼ぐこともできるよ。」と言い、誰かを誘った時にもらえるボーナスの種類の説明をした。丁は「貯金もなくお金がない。」「学生で忙しく、そんなに行けない。」と言って20分以上断り続けた。しかし、丁はAとBから「お金を借りればいいよ。」と言われ、圧を感じたため断れなくなってしまった。丁が「家に帰って考えたい。」と言っても、Bから当日契約するように言われた。Bは「やりたいかやりたくないか言って。」と丁に言い、やりたくないとは言える雰囲気ではなく、丁は諦めのような形で「やります。」と言った。

丁は、お金の借入手続と契約手続のために、Aに連れられ、ビジネススクールの事務所に移動した。Aから、消費者金融1社だと50万円を借りられない可能性があるという理由で2社に申し込むように言われ、Aの指示どおりにスマートフォンから入力した。丁が入力している最中、Aは、職業欄に「学生」ではなく「フリーランス」と入力するよう指示したり、年収を多く入力したり、用途を「生活費」とするよう言った。丁は「嘘つくのはダメなんじゃないの。」と言ったが、Aに「それは別にいいよ。」と流されてしまった。丁は、Bから、当日42万9千円全額を支払うように言われたため、丁は消費者金融から借りたお金と自身の貯金を合わせて代金を用意することにした。丁はBに連れられてコンビニエンスストアのATMに行き、お金を下ろしてから事務所に戻り、Bに代金を手渡しで支払った。

その後、丁はBから概要書面の説明を簡単に受け、契約書に署名した。丁は契約書類を受け取り、この時初めて、契約したものがタブレットであること、ビジネススクールの名称が「ABC」であることが分かった。契約が終わり、丁が事務所を出たのは午後5時くらいで、Aと会ってから7時間以上も経過していた。丁は、長時間の勧誘で疲れ切ってしまった。

後日、丁がセミナーに参加したところ、初回は無料だが、参加費が1回500円かかるという話を初めて聞かされた。さらに、丁は外部で開催したセミナーの費用として5,000円の出費を強いられた。

その後、丁はお金に困り、AやBに相談したが、クレジットをリボ払いにするといいなど、更に借金を増やすような提案をされた。また、丁はAから「人を紹介して稼げるよ。」と言われたが、紹介し

たくなかったので辞めることを決意し、事業者に中途解約を申し出た。その後、消費者センターにも相談した。

（事例2）

令和3年10月、戊は友人C（勧誘者）から、SNSで近況を問う連絡を受けた。戊が返信をすると、「将来、〇〇歳くらいで起業したい。起業した際に一緒に働かないか。」という話が返ってきた。戊が「面白そうだね。」と返信すると、Cから「今、自分が勉強している所があって、そこがお金を稼げる場所だから、一緒にやらないか。」と連絡があり、Cに会って話を聞いてみることにした。

数日後、戊がCに会うと、Cから「自分が教えてもらっている副社長に会って話す。」と言われ、カフェに連れて行かれた。戊が「起業の話をするんでしょう？」と聞くと、「まあ面白い話を聞けるから話そうよ。」と言われ、戊はよく分からないまま副社長を待った。しばらくすると、D（勧誘者）が現れ、Dから仕事や将来の夢について聞かれた戊は、自身の話をした。するとDは「うちでやっつけば、お金を稼げるようになるよ。」と言った。

数分後、副社長というE（勧誘者）が現れ、今後の経済情勢等について話した後、「副業で稼いで、収入を増やしていこう。」と言い、ビジネススクールでバイナリーオプションを使って短期間で稼いだ人の話や、9割勝つ方法を教えていることを話した。この時、事業者名や、タブレット購入契約の話は全くされなかった。Eは「ビジネススクールに入るには、入会金が42万9千円かかる。」「人を紹介すると10万円もらえる。」と説明した。戊は投資の経験もなく、ネットワークビジネスの話も初めて聞いたため、特に疑うことはなかった。Dは「ビジネススクールで勉強をしながらお金を稼げる。」「払ったお金も、すぐに元を取れる。」「ここはスタートラインでしかないから、ここから全然お金を稼げるから大丈夫だよ。」と言い、Cも「自分も元を取れた、大丈夫」と言った。Eも「大船に乗ったつもりでついてきて。」と言った。

戊は、今すぐに契約するかどうかを決めるのは違うと思い、「家に帰ってまた考えてからでもいいですか。」と伝えたが、Dは「ここで考えてもダメで、うちで考えてもダメだったらダメだよ。」「こういう時は馬鹿になった方がいい。」と言い、それまでずっと笑顔だったのに、その時は目を合わさず、戊は怖いなと思った。戊は帰りたくて仕方なかったが、沈黙の時間が続き、断れる雰囲気ではなく、3人が戊の承諾を待っていてとても困った。戊は貯金がなく、来月の家賃の支払いも危ないので断ろうと思い、「今お金がない。」と伝えたが、Dは「お金がないなら借りれば大丈夫。」「借りたお金もすぐに返せるから。」と言った。戊は自身の主張を全て否定され、これ以上断り切れないと思い、最終的に押し切られてしまった。

戊はCとDに連れられて、ビジネススクールの事務所向かった。戊は事務所で、Dに指示されるがままに、消費者金融にスマートフォンで申込みを行った。Dが借りる目的は「引越し費用」と書くように指示したため、戊はその指示に従った。また、戊はDから、「消費者金融からの電話で、『この借入れは誰かに指示されたものですか？』と聞かれても、『いいえ』と答えてね。」と指示された。審査結果を待つ間も、高額な借金をすることが不安だったので、Cに何度も「大丈夫？ちゃんと稼げてお金返ってくるの？」と聞いたが、「大丈夫」と繰り返すだけで、マイナスなことは何も言われなかった。審査の結果、戊は、消費者金融から代金全額を借りられなかったため、自身の貯金から残りを支払うことになったが、支払うと残金がほとんどなくなり生活にも困る状態だった。その後、C、D、Eの3人に連れられて、戊はコンビニエンスストアのATMでお金を下ろし、代金を用意した。

事務所に戻り、戊はEに代金を支払った。その後、Eから、概要書面と契約書面の説明があり、契約書に署名をした。戊は、この時初めて、事業者名や「ABC」というビジネススクールの名称が分かり、タブレットの購入契約になることを知った。

戊は、その後解約しようと考え、消費者センターに相談した。

(事例3)

令和3年9月、己はマッチングアプリで知り合ったF（勧誘者）と喫茶店で会うことになった。Fは「仲間たちとこんな遊びをしているんだ。」「最近タワマンに住み始めた。」などと、写真を見せながら自慢げに話をしてきた。Fは「仲間と『あること』を一緒にやっている。」と言ったが、何なのかは教えてくれず、「次会った時に詳しく話すよ。」と言うのみだった。己は詳しい話を聞くために、Fと次に会う約束をした。

約束の日の午後2時頃、己はFと待ち合わせをして喫茶店に向かった。喫茶店に着いて世間話をした後、Fが突然「今の日本はやばい。」「将来危ないから、副業したほうがいいよ。」「そのために、ビジネススクールで学んだ方がいい。」と言って自分が通っているビジネススクールの話を始めた。Fは続けて「バイナリーオプションは他のやり方よりも稼ぎやすい。」「うちのスクールなら入会金も他のところより安い。」と、ビジネススクールに通うメリットを説明した。また、Fは「人を紹介すると10万円の紹介料が受け取れる。」と説明したが、紹介が必須だという言い方はしなかったため、己は、よくある紹介キャンペーン的なものだと思った。Fは「スクールに入るために、入会金として42万9千円が必要」と説明した。己は学生でアルバイトで生計を立てており、支払が高額であることに不安を感じ、契約をするつもりはなかったが、Fから「事務所が近くにあるから見学をしないか。」と誘われたため、見に行くだけならと思い行くことにした。

己がFに連れられて事務所に着くと、唐突に、Fから「消費者金融でお金を借りよう。」と言われ驚いた。己は、大金なので慎重に考えるべきと思い、当日に契約するつもりはなかったため「家に帰って考えたい。」と伝えた。するとFは「とりあえず1回借りればいいよ。」と消費者金融での当日の借入れを勧めてきた。己は、家に帰ってから契約するかどうかを考えたかったので大変戸惑ったが、Fの強引な誘いに、断るのは相当難しそうだと思い、己はそのまま流されるようにして、Fの指示に従ってしまった。己はFから指示され、インターネットから消費者金融の借入れ申請を進めていると、Fは「職業はフリーターと書いて。」「年収は200万円と書いて。」と指示をしてきた。己はこのような偽りの内容を入力することに不安やためらいを覚えたが、Fが隣につき添い、入力内容を逐一確認してきたため、指示に従うしかなかった。申請が完了して、審査が通り、50万円を借りられることが分かると、己はFに連れられて事務所の近くのコンビニエンスストアに行き、ATMでお金を下ろした。お金を下ろしてから事務所に戻るまでずっとFが隣にいた。

事務所に戻ると、Fが概要書面を見せて内容の説明を始めた。Fは「このビジネススクールの運営会社は2つある。うちの方の会社はM o n o l i t hって言うんだよ。」と言ったため、己はこの時初めてビジネススクールの事業者名を知った。Fが契約書に署名をするよう指示したため、己は指示に従って署名した。さらに、己はFから入会金の42万9千円を支払うよう指示されたため、己はATMで下ろした現金を手渡した。その後、己はFから、ビジネススクールで使うというタブレットを手渡され、操作の説明を簡単に受けた後、ようやく解放され、事務所を出た。事務所を出たのは午後7時頃で、Fと会ってから約5時間も経過していた。己は長時間にわたり拘束され、すっかり疲弊してしまった。

後日、己が大きなセミナーに参加すると、5,000円の参加費がかかった。講師は、投資の話は一切せず、ネットワークビジネスの説明を始めた。この時己は、このビジネススクールは、説明を受けたような投資の勉強を目的としているのではなく、ネットワークビジネスが目的であるということが分かった。己が周りの会員に「実際、投資とネットワークビジネスのどちらで儲けているのか。」と聞くと、全員「ほとんどがネットワークビジネスだよ。」と答えた。己は純粹に投資の勉強ができる環境ではないと分かったので、クーリング・オフをすることに決めた。

特定商取引に関する法律第 8 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定に基づく業務等の一部停止命令並びに第 7 条第 1 項及び第 38 条第 1 項の規定に基づく指示並びに旧法及び法第 8 条の 2 第 1 項及び旧法及び法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づく業務禁止命令

1 事業者の概要

事業者名：株式会社 P r e s i d e n t （プレジデント）

（法人番号：011101078306）（以下「当該事業者」という。）

代表者名：代表取締役 坂本 新（さかもと あらた）

本店所在地：東京都新宿区西新宿七丁目 4 番地 7 号イマス浜田ビル 5 階

実際の活動場所：東京都新宿区四谷一丁目 9 番地三宅ビル 3 階

設立：平成 28 年 9 月 23 日

資本金：500 万円

業務内容：令和元年 10 月 1 日、株式会社 P i o n e e r （旧社名：株式会社 G L）と株式会社 M o n o l i t h （以下「2 社」という。）を設立。2 社設立当初から、それぞれとフランチャイズ契約及び業務委託契約を締結し、2 社それぞれと連携共同して、情報商材入りタブレットの販売及びビジネススクールの役務提供を行うとともに、2 社の総務事務を全て担当。（訪問販売・連鎖販売取引）

2 業務等の一部停止命令（法人）の内容

(1) 訪問販売

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 12 月 6 日までの間（9 か月間）、特定商取引に関する法律第 2 条第 1 項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

ア 売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 連鎖販売取引

令和 5 年 3 月 7 日（命令の日の翌日）から令和 5 年 12 月 6 日までの間（9 か月間）、特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 業務等の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為（訪問販売・連鎖販売取引）

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項（旧法（※1）・法（※2））
<p>2社それぞれと連携共同して、「お金の勉強に興味があったら、すごい人に話を聞きに行かない?」、「今、自分が勉強している所があって、そこがお金を稼げる場所だから、一緒にやらないか。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、相手方に対し、販売及び役務提供事業者の名称、情報商材入りタブレットの売買契約及びビジネススクールの役務提供契約（以下「本件契約」という。）の締結について勧誘をする目的である旨並びに本件契約に係る商品及び役務の種類を明らかにしていなかった。</p>	<p>第3条、第33条の2 勧誘目的等不明示</p>
<p>2社それぞれと連携共同して、連鎖販売取引についての契約を締結しようとするとき、その契約を締結するまでに、その連鎖販売業の概要について記載した書面を相手方に交付していなかった。 また、提供する役務の種類及び内容、統括者の現に活動している住所並びに特定負担の一部であるところの役務の提供に伴い相手方が負担する会場費を記載していなかった。</p>	<p>第37条第1項 概要書面不交付・概要書面記載不備</p>
<p>2社それぞれと連携共同して、本件契約を締結する際に相手方に交付する契約書面に、提供する役務の種類及び内容、現に活動している住所並びに対価の一部であるところの役務の提供に伴い相手方が負担する会場費を記載していなかった。</p>	<p>第5条第1項、第37条第2項 契約書面記載不備</p>
<p>2社それぞれと連携共同して、本件契約の締結について勧誘をするに際し、実際には情報商材入りタブレットの販売及びビジネススクールの役務提供であるにもかかわらず、「スクールに入会するために42万9千円の入会金が必要」、「ビジネススクールに入るには、入会金が42万9千円かかる。」などと、あたかもビジネススクールの役務提供だけであるかのように、本件契約に係る商品の種類並びに役務の種類及び内容について、不実のことを告げていた。</p>	<p>第6条第1項、第34条第1項 不実告知（商品の種類並びに役務の種類及び内容）</p>
<p>株式会社Pioneerと連携共同して、本件契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、電話又は電磁的方法で喫茶店等に来訪を要請する方法により誘引した者に対し、喫茶店等で勧誘を始め、その後公衆の出入りする場所以外の場所である事務所において勧誘を行っていた。</p>	<p>旧法第6条第4項、旧法第34条第4項 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘</p>
<p>2社それぞれと連携共同して、本件契約の締結について、相手方が「一旦話を持ち帰りたい。」と申し出ているにもかかわらず2時間以上勧誘を継続する、「親に相談したい。」と申し出た相手方に対して、「親には相談しないで自分で決めるべきだ。」などと強い口調で否定する、「貯金もなくお金がない。」と申し出て契約を断った相手方に対して、「お金は借りればいいよ。」などと告げて2時間以上勧誘を継続する、「家に帰って考えたい。」と申し出た相手方に対して、「とりあえず1回借りればいいよ。」と貸金業者での借入れを強引に勧めるなど、相手方に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令（※3）・省令（※4） 第7条第1号、第38条第1項第3号 迷惑勧誘</p>

<p>2社それぞれと連携共同して、本件契約の締結について勧誘をするに際し、相手方が定期的な収入が少ないことや資産に乏しい学生等であることを認識しているにもかかわらず、「借金すればいいよ。みんな借金しているよ。」、「月に1万円くらい返済していけばいい。月1万円だったら返せるでしょう。」、「お金がないなら借りれば大丈夫。」と告げるなど、貸金業者から借入れをさせた上で本件契約を締結させようとしており、相手方の財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令・省令第7条第3号、第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令・省令第31条第6号 適合性原則違反</p>
<p>2社それぞれと連携共同して、本件契約に基づく債務を履行させるため、相手方が本件契約の代金相当額を貸金業者から借り入れるに際し、職業は学生ではなく社会人やフリーターにすること、借入目的は生活費にすること、収入は実際の年収を上回る金額とすること等、事実と異なる職業、目的、年収で申込みをするよう指示するなどして、相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。</p>	<p>第7条第1項第5号の規定に基づく旧省令・省令第7条第6号イ、第38条第1項第4号の規定に基づく旧省令・省令第31条第8号イ 相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせる行為</p>

* 具体的な相談事例は、[参考資料1](#)及び[参考資料2](#)を御参照ください。

※1…旧法：消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

※2…法：特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

※3…旧省令：特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・経済産業省令第1号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

※4…省令：特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）

4 指示（法人）の内容（訪問販売・連鎖販売取引（共通））

- (1) 当該事業者は、業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 当該事業者は、違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内でのコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

5 業務禁止命令（個人）の内容（訪問販売・連鎖販売取引）

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
坂本 新	令和5年3月7日（命令の日の翌日）から令和5年12月6日までの間（9か月間）、当該事業者に対して訪問販売及び連鎖販売取引において業務等停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。	当該事業者の代表取締役であり、株式会社 Pioneer 及び株式会社 Monolith と連携共同して行っている訪問販売及び連鎖販売取引における業務全般を統括管理し、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。